

《国民健康保険特定健康診査の概要と実施状況》

【内容】

医療保険者が、40～75歳の保険加入者に対して、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査項目で実施する健診。平成20年4月から実施。

＜根拠法令：高齢者の医療の確保に関する法律（抜粋）＞

第二十条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、四十歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けた時、又は第二十六条第二項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りではない。

【目的】

糖尿病や高血圧症や脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を予防するために実施

【対象者】

40歳以上の宇部市国民健康保険加入者

【検査項目】

（基本健診項目）

問診、身体測定、血圧測定、尿検査（糖・蛋白）、血液検査（脂質・肝機能・血糖）

（追加健診項目）

尿検査（1日食塩摂取量検査）、血液検査（血清クレアチニン・貧血・HbA1C）、
心電図検査

（詳細健診項目）

眼底検査

【実施場所】

個別健診（各実施医療機関）

集団健診（保健センター等）

【費用】

自己負担金なし

【受診期間】

2019年4月1日～2019年12月20日

【受診率向上に向けて実施した主な取組】

(1) 受診機会の拡充

- ・総合集団健診（特定健診/がん検診）の実施（h23～）
※令和元年度は14回の実施（うち2回は「協会けんぽ」と共同実施）

(2) 啓発活動

- ・未受診者に受診勧奨はがき送付（h25～）
※h30から業者委託（AIを活用して受診対象者をグループ分けし、その属性に応じた内容で受診勧奨を通知）
- ・コールセンターによる電話勧奨（h28～h29）
- ・受診券発送用封筒のレイアウト等の見直し（h27）
- ・「FMきらら」のスポットCMによる受診勧奨（h27～h30）
- ・公共施設への受診勧奨チラシ設置
- ・国保料納入通知書への受診勧奨チラシの同封＜全世界帯対象＞
- ・保険年金課窓口における受診勧奨
（受付番号札に勧奨記事掲載、勧奨チラシ設置等）
- ・「市広報紙」に受診啓発記事掲載
- ・自治会等への受診啓発及び班回覧の実施
- ・職域団体等の集会で受診勧奨

(3) 健診内容の充実

- ・血糖検査において、ヘモグロビンA1cを実施（h26～）
- ・尿検査において、推定1日食塩摂取量検査を実施（h29～）

(4) 健診自己負担金の見直し

- ・全対象者の自己負担無料化（r1～）
※節目年齢到達者（5歳刻み）の自己負担無料化（h27～h30）

(5) その他の関連施策

- ・国保被保険者（50歳～70歳：男性）を前立腺がん検診の対象に設定（h26～）
- ・はつらつ健幸ポイント対象事業に設定
- ・脳ドック（特定健診の内容を含む）の定員増（300名→600名）（h28～）
※令和元年度の定員は500名
- ・診療データの提供事業（みなし健診）（r1～）